

介護保険法の改正に伴う地域支援事業への対応について

* 平成26年6月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、介護保険法の一部が改正され、その改正内容は、平成27年度から順次施行されていきます。

とりわけ、法第115条の45に規定する「地域支援事業」（＝市が実施する被保険者の介護予防の推進に関する事業、地域包括支援センターの設置運営等を当事業の中心とし、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを継続を支援することを目的とするもの）において、4項目の新たな事業が位置づけられ、これらを市町村では平成27年度以後、実施していくことが求められています。

改正法では、これらの実施を、原則として、平成27年度からと定める一方で、市町村が条例で規定することにより、その実施を延伸することができることとしています。

さる、7月28日、全国介護保険担当課長会議（厚生労働省主催）が開催され、要支援1・2の方々の予防給付サービスの地域支援事業への移行に関する‘ガイドライン’など、改正後の介護保険制度への市町村の対応のあり方が示されました。


市では、これを受け、改正後の地域支援事業への来年度以降の対応について、おおまかな方向性をまとめました。


今回の審議会では、その点を説明しますので、各委員からの御意見等をいただけますようお願いいたします。

また、前回までと同様、これまでの審議会で取り上げたテーマ（地域包括ケアシステム、認知症対策等）についても、ご意見をいただければありがたいです。


* 必要に応じ、前回までにお配りした資料や流山市高齢者支援計画書（平成24年度～平成26年度）をお持ちくださるようお願いいたします。

今回の介護保険法改正で、地域支援事業（高齢者の介護予防等に関する市の事業）に追加された事項

- 
- ① 介護予防・日常生活支援総合事業（要支援認定者＋生活機能の低下している高齢者を対象とする訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスを中心としたサービスを提供する事業）
 - ② 医療と介護の連携を推進する事業
 - ③ 認知症を抱える被保険者に対する総合的な支援を行う事業
 - ④ 高齢者の生活支援・介護予防の充実を促進する事業



これらはいずれも、原則、平成27年4月1日から施行であるが、市町村の条例で定めることにより、その実施を延伸（①は29年度まで、②～④は30年度まで）することが可能とされている。



流山市では、①～④のいずれも法の原則どおり27年度からスタートすることを目標に準備を進めていくこととする。こうしたことを事業計画に位置付ける。

① 介護予防・日常生活支援総合事業 ⇒ 要支援1・2の予防給付サービスの見直し

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が実施する介護保険の地域支援事業へ移行し、介護予防・日常生活支援総合事業として実施する。
- その他のサービスは、いままでどおり、予防給付によるサービスを利用

現在の予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

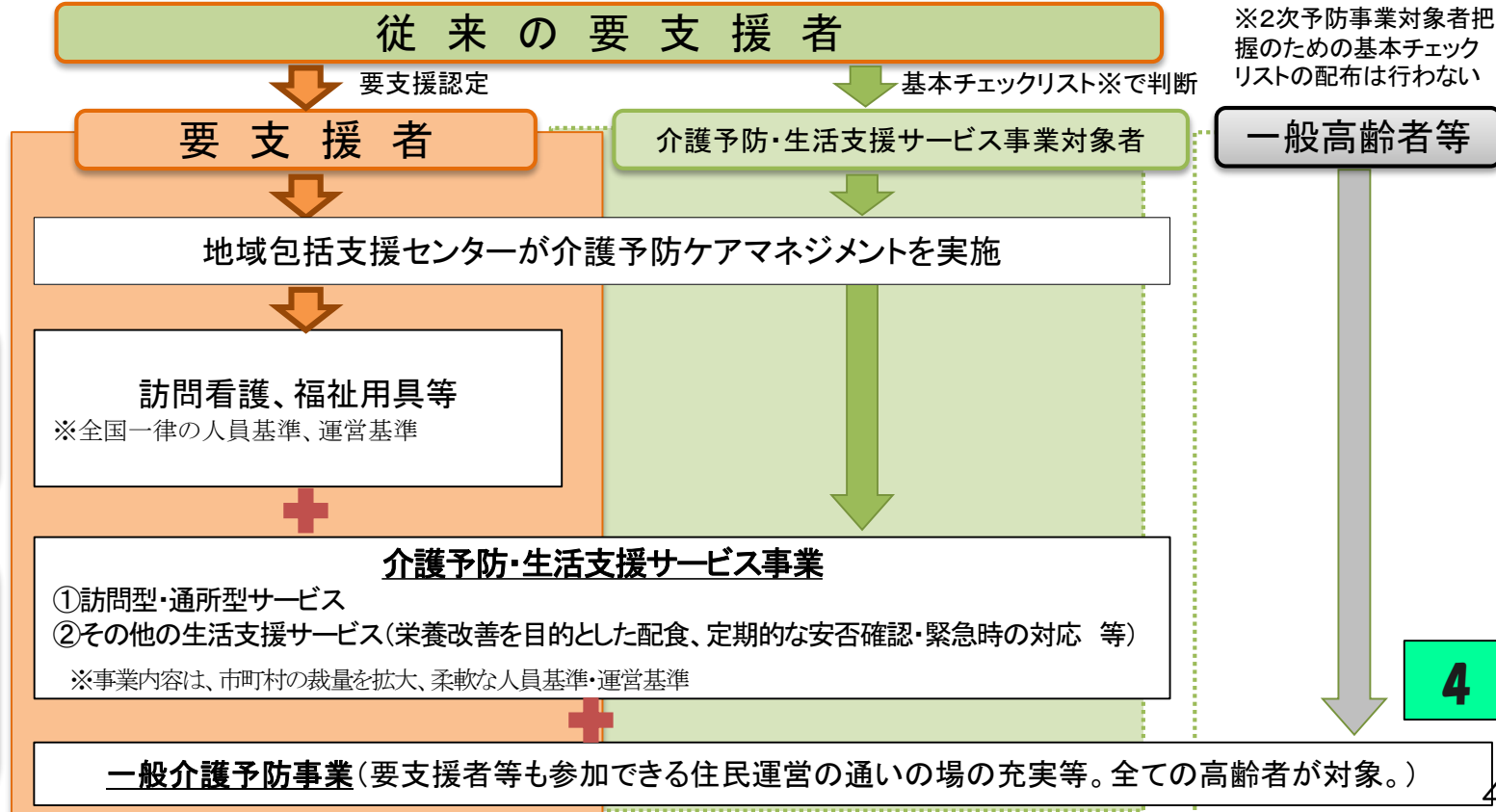
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

市が主体となって実施する
地域支援事業で行う

従来どおり
予防給付で行う

① 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



介護予防給付

総合事業

参考) 総合事業への対応の布石として、今年度から実施する取り組み

★高齢者ふれあいの家を対象とした介護予防メニューのデリバリー★

○ 元気な一般高齢者はもちろん、二次予防事業対象者や要支援1程度の方ならば、近距離にある場所までご自分の足で通うことができるのではないだろうか。

そこで、流山市には、地域の高齢者にとって集いの場として大変人気のある『高齢者ふれあいの家』があり、現在市内に、13箇所（右図の★）が運営されている。

こうした流山市の特性を活かして、高齢者ふれあいの家に介護予防メニューのデリバリー（出前）を、平成26年度から実施していく。

★元気づくり体操を指導できる指導者（重度化防止推進員）

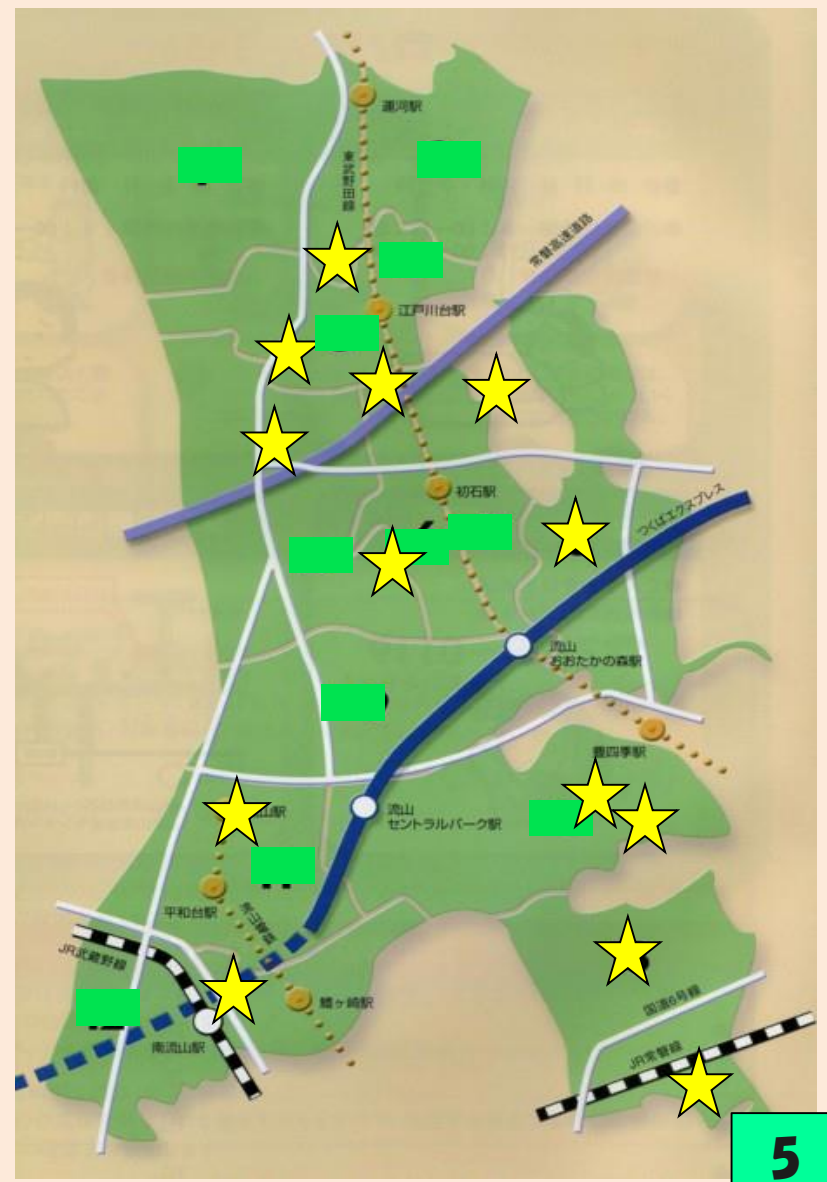
★音楽を利用した介護予防指導者（音楽療法士）

※ 高齢者ふれあいの家は、空き家を住民有志やNPOが改装し、高齢者の居場所・ふれあいの場として運営する場合に流山市の助成制度があります。

開設準備金：20万円

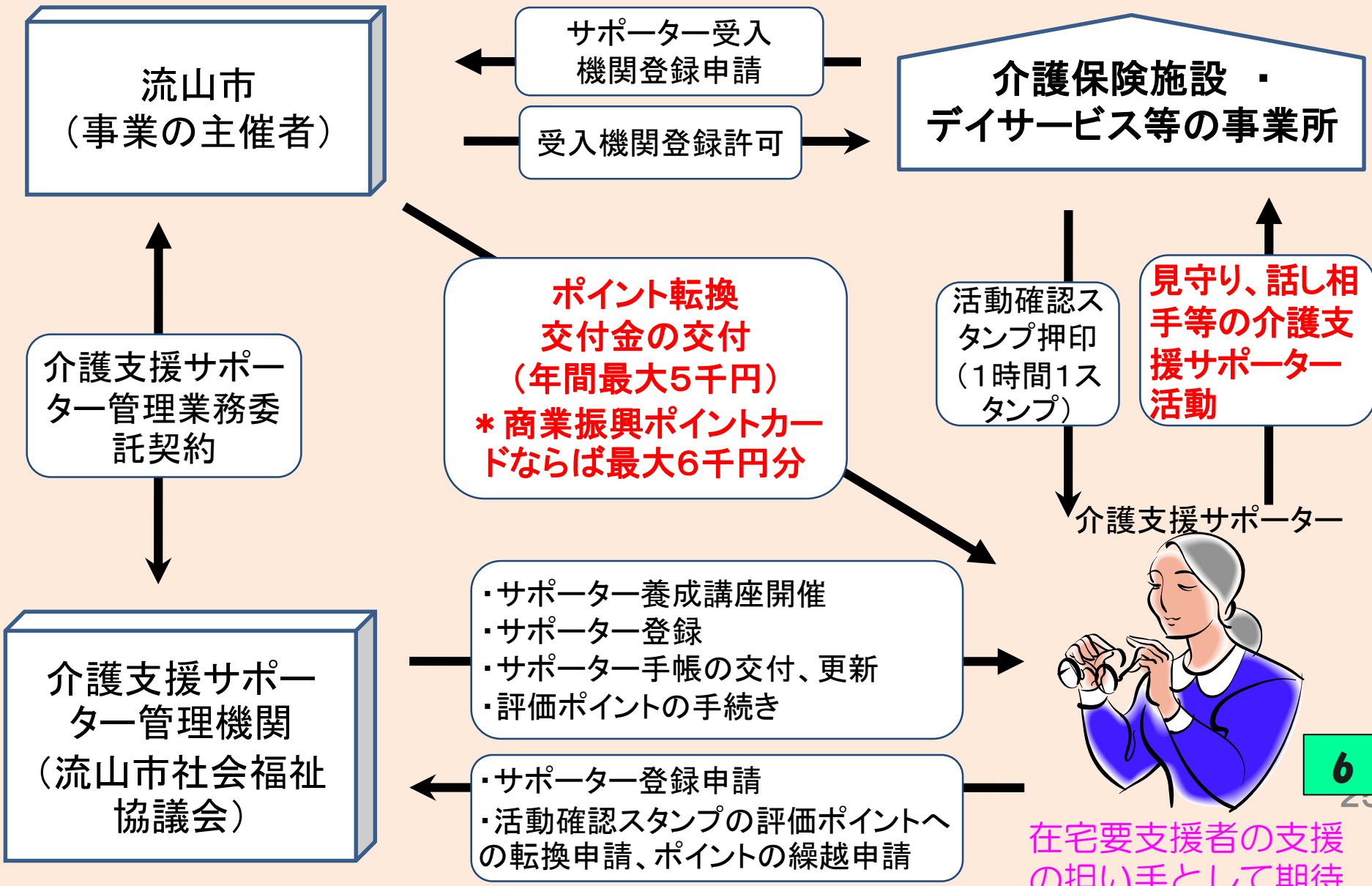
年間維持経費（報償費）

週3～4回開設し、1回あたり10人以上の利用がある場合＝年額100,000円など



参考)介護支援サポーター事業(平成25年度~)

⇒ 総合事業の一般介護予防事業への位置づけを検討



在宅要支援者の支援の担い手として期待

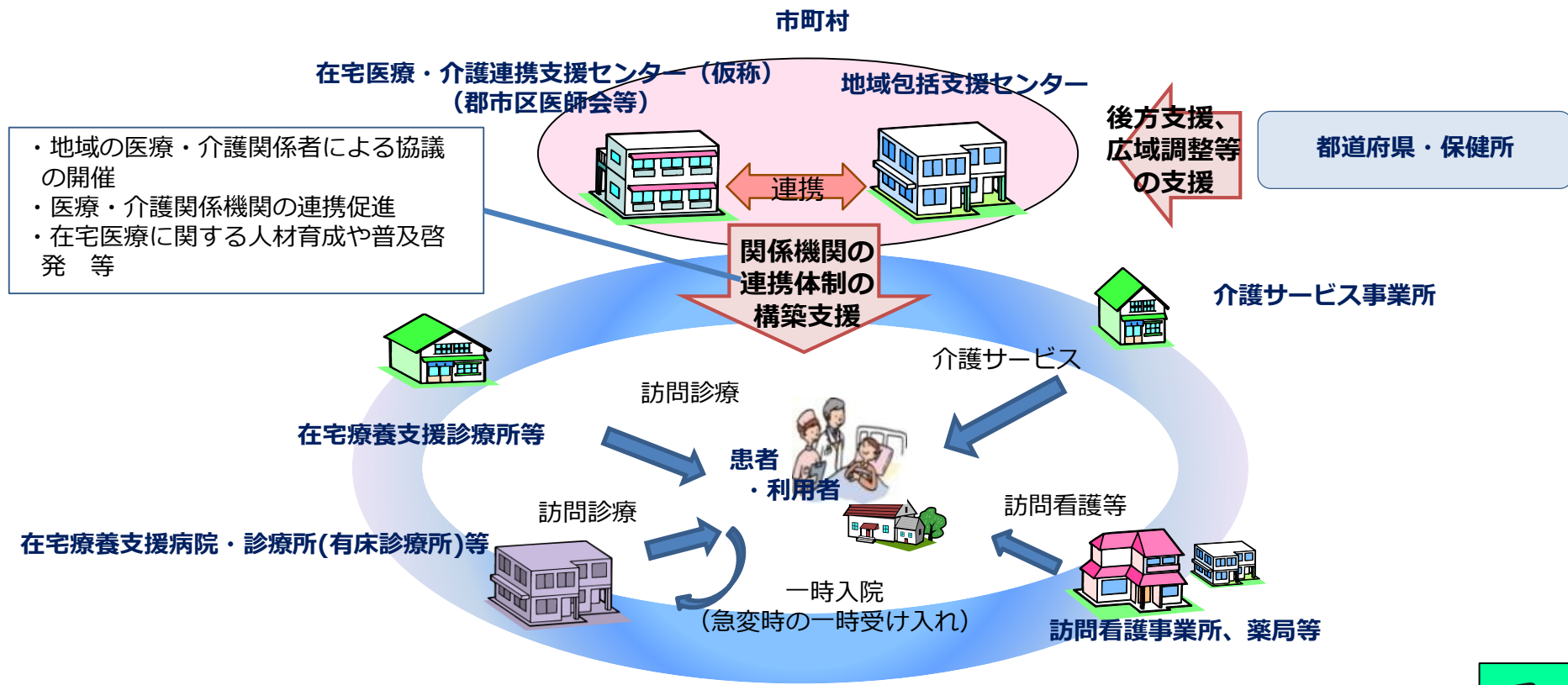
② 在宅医療・介護連携の推進

○ 疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関（※）が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要。

（※）在宅療養を支える関係機関の例

- ・在宅療養支援診療所・歯科診療所等（定期的な訪問診療等の実施）
- ・在宅療養支援病院・診療所（有床診療所）等（急変時に一時的に入院の受け入れの実施）
- ・訪問看護事業所、薬局（医療機関と連携し、服薬管理や点滴・褥瘡処置等の医療処置、看取りケアの実施等）
- ・介護サービス事業所（入浴、排せつ、食事等の介護の実施）

○ このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、都道府県・保健所の支援の下、市区町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図る。



③認知症の早期対応システムの構築 (第7回審議会資料再掲)

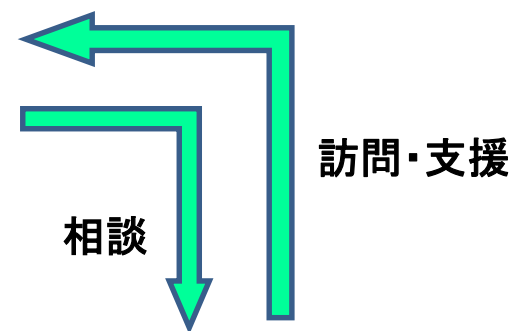
認知症専門医による指導のもとに、早期診断、早期対応に向けた体制を地域包括支援センター等に整備し、地域で活動を展開する。

★認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症が疑われる者、認知症者とその家族を訪問し、認知症の専門医による診断等を踏まえ、観察・評価を行い本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行う。

★認知症地域支援推進員

認知症者ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。



地域の実情に応じた認知症
施策の推進

●認知症地域 支援推進員



保健師、看護師等



●認知症初期集中支援チーム

複数の専門職による個別の訪問支援
(受診勧奨や本人・家族へのサポート等)

地域包括支援センター等に設置



医療系＋介護系職員(保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等)

助言
指導

相談
情報提供



認知症サポ
ート医である専門
医の協力

②医療と介護の連携の推進＋③認知症に係る総合的な支援への対応

→ 平成26年度後半から、千葉県モデル事業『在宅医療連携拠点事業』を実施するとともに、この事業において認知症への対応についても検討・推進する。

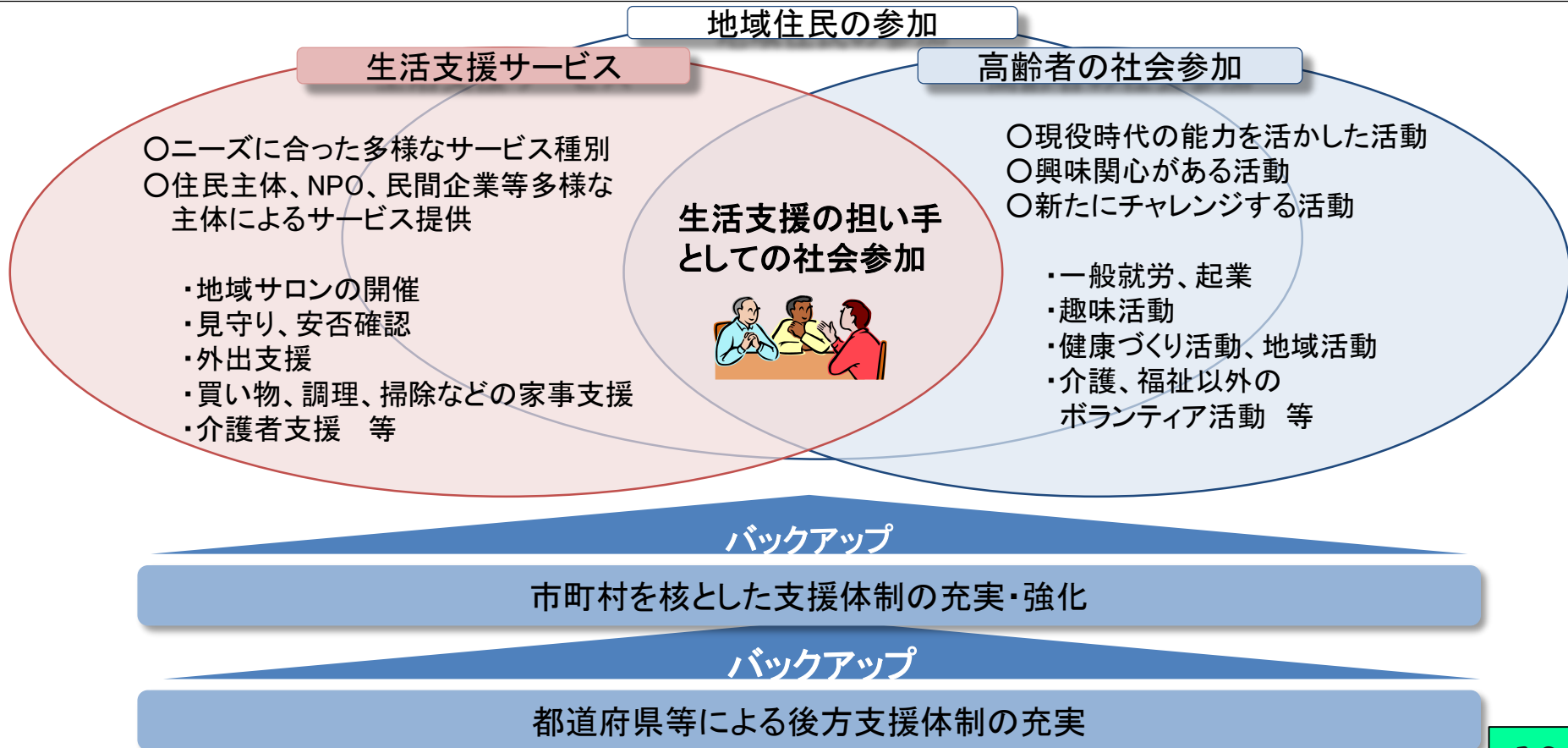
(第7回審議会資料再掲)

在宅医療連携拠点事業の概要

- ア) 医療に関する専門職(ケアマネジャーの資格を持った看護師又は保健師、医療相談員の2名を予定)を配置した在宅医療連携拠点が中心となり、在宅医療・在宅介護の連携作りにつながる様々な活動を展開する。
- イ) 多職種が参加する会議・研修会を積極的に開催する。
- ウ) 在宅療養患者に関わる専門職の情報の共有化に関する検討・取り組みを行う。一例として、パソコンやモバイルのネットワークを活用した情報共有化システムの導入に向けて検討する。
- エ) 地域包括ケアシステムに関し市民を対象とした普及啓発に取り組む。
- オ) 認知症への早期対応システムを含め、認知症への対応に係る検討取り組みを推進する。

④ 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。
具体的には、生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。



④ 生活支援コーディネーターを活用した生活支援基盤の整備・推進(イメージ)

わたしたちが、サポートします！
活動先の紹介や、活動の立ち上げまで、いろいろとお手伝いします。

わが地域のために何かしたい、と思っているんだけど、どうしたら良いかわからないなあ、..

高齢者同士の地域の
支え合い・ボランティア活動
(例) 買い物支援・ゴミ出し支援・洗濯物の取り入れ・話し相手
など



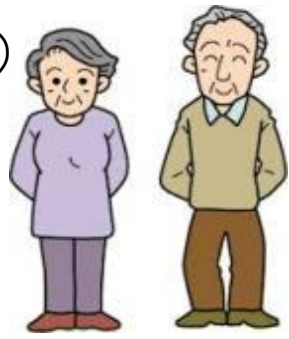
●生活支援
コーディネーター

市・地域包括支援センターと連携・協力しながら、人材の発掘・養成や支え合い活動を活発化させる活動を行う



担い手の発掘・養成
支援

(個人)



(グループ)



高齢者の生活支援の
マンパワーとして発展

高齢者の交流の場の
開設・体操教室の
実施・認知
症カフェの
開催など
を支援

